

2017年3月17日

大阪府
知事松井 一郎 様
大阪府教育庁
教育長向井正博様

大阪教育合同労働組合
執行委員長大椿裕子
大阪全労協
議長福田徹矢
おおさかユニオンネットワーク
代表垣沼陽輔

申入書

学校法人「森友学園」（籠池泰典理事長）は3月10日、大阪府豊中市に新設を目指していた「瑞穂の國記念小學院」について、設置認可の申請を取り下げた。しかし、この問題はこれで幕がひかれたわけではない。

この法人は2014年10月、大阪府に設置認可を申請した。大阪府私立学校審議会（府私学審）は、同年12月9日の定例会では継続審議としながら、翌2015年1月27日に臨時会を開き、開校に向けた進捗状況の報告を条件としながら、当時の最終的な意思決定者である松井一郎大阪府知事に「認可適当」と答申した。その後、答申の提出先が教育長に変更されたが、2017年2月22日の臨時会で「瑞穂の國記念小學院について」報告され、開校に向けた動きを止めることはなかった。

また、私学審議会の動きに合わせて、この法人が手に入れようとした国有地に対して、財務省が「地中に大量のゴミが埋まっていて、撤去に金がかかる」として、自らの見積もりに基づき8.2億円の値引きをして、2016年6月に売却している。さらに土壌汚染（ヒ素と鉛）の除去費として1.3億円余りが国から支払われている。

しかし、この法人が大阪市内で運営する塚本幼稚園は、毎朝、園児たちに「教育勅語」を朗唱させて戦前の天皇の臣民としての秩序を押しつけている。また、2015年の運動会で「安倍首相がんばれ！安保法制国会通過よかったです」などという選手宣誓をさせたり、籠池泰典園長名で「私は憲法改正に賛成します」という署名を集めていた。これらは、明らかに日本国憲法や教育基本法・学校教育法に違反しているため、幼稚園の認可を取り1肖すことを私学審議会でも検討すべきである。

また、塚本幼稚園では、副理事長が保護者に対して、「よこしまな在日韓国人・支那人」「日本人の顔をしてわが国に存在することが問題」などと書いた差別文書を配付するなど差別（ヘイト）行為をしたり、「トイレを我慢させられた園児たちがよくおもらしをした」とか「『犬のおしっこ臭い』とって通園バッグを勝手に捨てられた」などといった子どもへの虐待行為をしたりしていたことが、複数の保護者から報告されている。これらは、「大阪市ヘイトスピーチ条例」や「児童虐待防止法」に違反している可能性が高いので、大阪市とも協力して、すみやかにかつ厳正に対処すべきである。

国会やマスコミが様々な問題を取り上げて国民的な関心事になるまで、大阪府・大阪府教育庁がこれらの問題を放置したことの責任は大きいと考え、以下の要求に真摯に応えるよう申し入れるものである。

要求事項

- 1 私学審議会は、2014年12月9日の定例会で、当該小学校認可について「継続審議」としながら、なぜ、わずか1ヶ月後の2015年1月27日に臨時会を開いて、条件付きながら「認可適当」としたのか。その定例会と臨時会の議事録を提供するとともに、その経過と理由を明らかにすること
- 2 当該小学校認可を協議する私学審議会の日程を問い合わせてきた国会議員・地方議員とその内容を明らかにすること
- 3 塚本幼稚園は、失効・否定が国会で決議されている教育勅語を教えているなど、日本国憲法・教育基本法・学校教育法に違反していることが明らかなので、認可を取り消すこと
- 4 塚本幼稚園の差別（ヘイト）および園児虐待行為に対して、これまでどのような調査をしたのか、今後どのような対処を考えているのか明らかにすること
- 5 その他、森友学園に関わる様々な問題の解決に向けて、大阪府および大阪府教育庁が主体的に動いてこなかったことにより、この問題を国民的な大問題に拡大したことに関して、責任をとること

以上について、2017年3月31日までに、大阪教育合同労働組合に対して、文書で回答すること

大阪府
知事松井 一郎 様

2017年3月17日
大阪教育合同労働組合
執行委員長 大椿裕子
大阪全労協

議長 福田
おおさかユニオンネットワーク
代表 垣沼陽輔

大阪府は協定書を守り、組合と誠実に団交を行え

大阪教育合同労働組合（以下、組合）が大阪府・府教育委員会（以下、府・府教委）に講師等組合員の継続雇用を求めた団体交渉は、2015年3月31日の最高裁決定により義務的団交事項であることが決定した。これを受け、組合は府・府教委と正常かつ良好な労使関係の形成に努めるとした協定書を締結し、団体交渉を再開させることとなった。

しかしながら、2016年2月12日付けで組合が申入れた団体交渉において、府・府教委は回答を行う団交を引き延ばし、また団交を形骸化する発言を行い、協定書の締結を拒否するなど、再び不当労働行為を行った。

これらは、教育合同との間で締結した不当労働行為を繰り返さないとした計10本にもおよぶ誓約書を反故にする行為でもあることは明確であり、組合はこれらの不当労働行為について、現在、大阪府労働委員会に救済を申し立てているところである。しかしながら、その調査の中でも組合との団交によって府・府教委が動いた事実はないと明らかにし、団交を形骸化する姿勢を隠すことなく露にしている。

常に不安定な労働条件の変更にさらされる非正規労働者にとってこの判決が意味するものは重要でかつ全国的に注視されるものであり、団体交渉の中味が問われていることを府・府教委は強く認識しなければならない。

われわれは、団体交渉とは何であるのかを学び、松井知事が教育合同に再び謝罪するとともに、真に正常な労使関係を構築することをここに申入れるものである。